

## 富山県条例第12号

富山県特別会計条例の一部を改正する条例

富山県特別会計条例（昭和39年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中第15号を削り、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 富山県流域下水道事業会計 流域下水道事業の経営

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際富山県流域下水道事業特別会計に属する権利義務は、富山県流域下水道事業会計に帰属するものとする。

(財政課)

## 富山県条例第13号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の68の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同表の146の項中「毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第1項第1号の規定に基づく」を削り、「第4条第1項に規定する」を「第4条第2項の規定に基づく」に改め、同表の147の項を次のように改める。

147	削除	
-----	----	--

別表第1の148の項中「毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第3号の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、同表の149の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表の150の項中「毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第1号の規定に基づく」を削り、「第4条第4項に規定する」を「第4条第3項の規定に基づく」に改め、同表の151の項を次のように改める。

151	削除		
-----	----	--	--

別表第1の152の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表の154の項を次のように改める。

154	削除		
-----	----	--	--

別表第1の155の項中「毒物及び劇物取締法施行令」の次に「（昭和30年政令第261号）」を加え、「販売業の」を「製造業、輸入業又は販売業の」に、「毒物又は劇物の販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業登録票書換え交付手数料」に改め、同表の156の項中「販売業の」を「製造業、輸入業又は販売業の」に、「毒物又は劇物の販売業登録票再交付手数料」を「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業登録票再交付手数料」に改め、同表の157の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に改め、同表の158の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定申請経由手数料」に改め、同表の159の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定証再交付経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定証再交付経由手数料」に改め、同表の160の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関等指定証再交付手数料」に改め、同表の161の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者

又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同表の174の項中「6,100円」を「6,400円」に改め、同表の389の9の項中「(ア)に掲げる額に、203,000円の範囲内において」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年<sup>経済産業省</sup><sub>国土交通省</sub>令第1号）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量（以下この項及び次項において「設計一次エネルギー消費量」という。）の算出について」に、「共用部分」という。）の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた」を「共用部分」という。）を計算する方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる額に203,000円の範囲内において共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額、共用部分を計算しない方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる」に、「(ア)に掲げる額に、502,000円の範囲内において、共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた」を「設計一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算する方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる額に502,000円の範囲内において共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額、共用部分を計算しない方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる」に改め、同表の389の10の項中「(ア)に掲げる額に、203,000円の範囲内において、共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた」を「設計一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算する方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる額に203,000円の範囲内において共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額、共用部分を計算しない方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる」に、「(ア)に掲げる額に、350,000円の範囲内において、共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた」を「設計一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算する方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる額に350,000円の範囲内において共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額、共用部分を計算しない方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる」に改め、同表の389の14の項中「（平成28年<sup>経済産業省</sup><sub>国土交通省</sub>令第1号）」を削り、同表の418の項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同表の備考の11を同表の備考の13とし、同表の備考の10の次に次のように加える。

11 この表の389の14の項に掲げる手数料について、建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表の389の14の項により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

- 12 この表の389の15の項に掲げる手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表の389の15の項により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、この表の389の14の項により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

別表第3の4の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の5の項中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同表の6の項中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同表の7の項中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同表の7の2の項中「6,100円」を「6,400円」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の389の9の項、389の10の項、389の14の項及び備考の改正規定

公布の日

- (2) 別表第1の157の項から161の項までの改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財政課）

#### 富山県条例第14号

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（平成31年富山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定により指定棚田地域として指定された区域

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（地域振興・中山間対策室）

#### 富山県条例第15号

富山県利賀芸術公園条例の一部を改正する条例

富山県利賀芸術公園条例（平成6年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

## (4) 岩舞台

別表の1の表中

新利賀山房	日額32,700円
-------	-----------

を

新利賀山房	日額32,700円
岩舞台	日額 4,400円

に改め、同表の備考第2項中「新利賀山房」の次に「、岩舞台」を加える。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(文化振興課)

## 富山県条例第16号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第2号中「平成31年11月30日」を「令和3年11月30日」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境保全課)

## 富山県条例第17号

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例（昭和59年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。



第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(生活衛生課)

### 富山県条例第18号

#### 富山県食品衛生条例の一部を改正する条例

富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第50条第2項の規定による公衆衛生上講ずべき措置の基準、法」を削る。

第2条を削る。

第3条中「別表第3」を「別表第1」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第4項を削り、同条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「第2条から前条まで」を「前2条」に改め、「以下同じ。」を削り、同条第2項中「第4条」を「前条」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「別表第4」を「別表第2」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同表第1項第3号中「水道水」の次に「（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道から供給される水をいう。）」を加え、同項第5号中「器具」の次に「（法第4条第4項に規定する器具をいう。以下同じ。）」を加え、同表第2項第13号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に、「せり売場所」を「競り売り場所」に改め、同項第14号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同項第15号中「食品」の次に「（法第4条第1項に規定する食品をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第22号中「ショートニング製造業」を「ショー

トニング製造業」に改め、同項第23号中「醤油<sup>しょう</sup>製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項第26号中「納豆<sup>なっ</sup>製造業、めん類製造業」を「納豆製造業、麺類製造業」に改め、同表を別表第1とする。

別表第4中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表を別表第2とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の富山県食品衛生条例第1条、第2条、第4条第4項、第5条、第6条、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

(生活衛生課)

#### 富山県条例第19号

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例

富山県ふぐの取扱いに関する条例(平成22年富山県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

#### 第27条 削除

第32条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(生活衛生課)



**富山県条例第20号**

富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3年」を「5年」に改める。

第11条第4項中「受けさせるよう努めなければならない」を「第3条第2項の有効期間ごとに1回以上受けさせなければならない」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受けている富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定による登録（同条第5項の規定により当該登録の有効期間の起算日がこの条例の施行の日以後となるものを除く。）の有効期間については、この条例による改正後の富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後に受けた富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第3項の規定による更新の登録であって、同条第5項の規定により当該登録の有効期間の起算日がこの条例の施行の前となるものの有効期間については、新条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（環境政策課）

**富山県条例第21号**

富山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富山県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第7条中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に改め、「法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第1項の規定

による立入検査その他の」を削る。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(生活衛生課)

富山県条例第22号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(子ども支援課)

富山県条例第23号

富山県がん対策推進条例の一部を改正する条例

富山県がん対策推進条例（平成24年富山県条例第92号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第25条の4第3号」を「第28条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(健康課)